

安芸高田市教育大綱策定の基本的な考え方

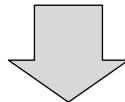
国の考え方（法律・通知）

【大綱の性格】

- 国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて市長が定める。
- 総合教育会議で協議する。
- 教育委員会の権限に属する事項のうち、予算編成や条例提案など市長の権限に属する事務との調和を図る必要がある事項を記載。
- 教育に関する総合的な施策についての目標や根本となる方針で、詳細な施策を策定するものではない。
- 総合教育会議で協議・調整し合意した事項は、双方に尊重義務が生じる。
- 計画策定期間は、4年～5年程度を想定。

【大綱の記載事項（例）】

- 学校の耐震化
- 学校の統廃合
- 少人数教育の推進
- 総合的な放課後対策
- 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実など



1 「第2次安芸高田市教育振興基本計画」がベース。

「郷土（ふるさと）を想い 夢と志に向けて とともに学び続ける人づくり」を基本理念に掲げた基本計画の「目指す姿」や「目標」をベースにする。

2 「安芸高田市バージョン」を前面に。

大綱（案）の策定にあたっては、「オール安芸高田」で中長期的に取り組むを進める学力向上戦略や、安芸高田市固有の豊かな自然・歴史・伝統・文化、スポーツ等本市の誇るべき宝を前面に編集する。

3 策定期間は4年。

平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする第2次安芸高田市教育振興基本計画の最終年度と整合性を持たせるため、大綱の策定期間は平成28年度から平成31年度までの4年間とする。